

鳥取縣公報

昭和十六年一月十七日
第千九百九十九號

金曜日

本書ノ大キハ國定規格A5列

告示

鳥取縣告示第四十二號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章左ノ通返納並ニ交付セリ
昭和十六年一月十七日

區分	年月日	番號	所屬廳名	職名	氏名	返納	交付
	昭和十五年十二月廿八日	一七	西伯郡天津村役場	書記	植田長一	昭和十五年十二月廿八日	昭和十六年一月十七日
	昭和十六年一月七日	一七	同	同	田中實	昭和十六年一月十七日	同

鳥取縣告示第四十三號

東伯郡高城村農部耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

鳥取縣告示第四十四號

氣高郡吉岡村双六原耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年一月十七日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 (一)

鳥取縣告示第四十五號

氣高郡大郷村大畑耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第四十六號

氣高郡豐實村下段耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第四十七號

氣高郡東郷村高路第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十五年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第四十八號

氣高郡吉岡村矢嶽第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第四十九號

岩美郡成器村第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第五十號

氣高郡小鷲河村河内第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第五十一號

氣高郡末恒村小澤見耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第五十二號

岩美郡面影村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十一月十五日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

校 數 壹 校 位 置 岩美郡面影高等小學校ニ併設 就學區域 岩美郡面影村 一圓

鳥取縣告示第五十三號

東伯郡中北條村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

校 數 壹 校 位 置 東伯郡中北條尋常小學校ニ併設 就學區域 東伯郡中北條村 一圓

鳥取縣告示第五十四號

東伯郡赤碓町ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

校 數 壹 校 位 置 東伯郡赤碓尋常高等小學校ニ併設 就學區域 東伯郡赤碓町 一圓

鳥取縣告示第五十五號

00521

東伯郡上小鴨村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡上小鴨^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡上小鴨村 一圓

◇鳥取縣告示第五十六號

東伯郡長瀬村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡長瀬^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡長瀬村 一圓

◇鳥取縣告示第五十七號

東伯郡矢送村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡矢送^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡矢送村 一圓

◇鳥取縣告示第五十八號

東伯郡南谷村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡南谷^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡南谷村 一圓

00522

◇鳥取縣告示第五十九號

東伯郡上北條村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡上北條^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡上北條村 一圓

◇鳥取縣告示第六十號

東伯郡下中山村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡下中山^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡下中山村 一圓

◇鳥取縣告示第六十一號

東伯郡以西村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ
昭和十六年一月十七日

校 數 壹 校
位 置 東伯郡以西^{尋常}高等小學校ニ併設
鳥取縣知事 入 田 三 郎
就學區域 東伯郡以西村 一圓

◇鳥取縣告示第六十二號

東伯郡泊村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月十日付左ノ通指定セリ

00523

昭和十六年一月十七日

校數 壹校

東伯郡泊村高等小學校併設

鳥取縣知事 田三郎
就學區域 東伯郡泊村一圓

鳥取縣告示第六十三號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年一月十七日

專門科名 診療所所在地

内科 日野郡日野上村大字生山
全科 日野郡石見村大字上石見

鳥取縣知事 田三郎
氏名 勝人
赤木 榮太郎
指定年月日 昭和十六年一月八日

鳥取縣告示第六十四號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十六年一月十七日

本籍 鳥取縣日野郡黒坂町大字黒坂一、四二五番地

住所 鳥取縣日野郡黒坂町大字黒坂一、四二五番地

鳥取縣知事

田三郎

昭和十六年一月六日

登録 佐伯 壽 惠

明治三十九年六月四日生

鳥取縣告示第六十五號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十六年一月十七日

本籍 鳥取縣入頭郡池田村大字岩屋堂二〇五番地
住所 鳥取縣入頭郡若櫻町大字若櫻一、一九四番地

昭和十六年一月八日

登録 田中 翠

大正五年九月五日生

鳥取縣知事

田三郎

彙報

農民講道館少年道場生徒募集

- 一 募集人員 三十名
 - 二 修業年限 三ヶ年
 - 三 應募資格 年齢十四歳以上ニシテ高等小學校第二學年ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者
 - 四 入場手續 三月十五日迄ニ學則規定ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ身體検査書市町村長又ハ小學校長ノ推薦書ヲ添ヘ最終ニ在學セシ學校長ヲ通ジテ願書ヲ提出スベシ詳細ハ郵券三錢封入本館ニ照會スベシ
 - 五 入學考查 三月二十五日午前九時本館ニ於テ口頭試問身體検査ヲ施行シ二十六日午前七時合否ヲ決定シ發表ス
 - 六 學費 一ヶ月食費十二圓、舍費一圓、授業料三圓計十六圓生徒ハ全部塾舎ニ入ルモノトス
 - 七 本道場ノ特色及特典 本道場ハ農業學校(甲種)ニシテ文官任用令其他特典ヲ有ス、尙全生徒ヲ塾舎ニ收容シ學行一致、師弟同行ヲ本旨トシテ專ラ「人間ヲ造ル」コトニ重點ヲ置ク
 - 八 卒業後ノ進路
 - 1 産業組合關係官公吏、産業組合中央會、全購聯府縣聯合會其他産業組合職員事務員等
 - 2 滿鐵東洋拓殖會社、臺灣拓殖會社、南洋拓殖會社、南洋興發會社、臺灣製糖會社其ノ他外地拓殖關係ノ銀行會社等
 - 九 給與委託生 各拓殖會社委託生十名募集ス
年額二百二十圓給與、卒業後採用ス
- 一 産業組合高等實際學院 修業年限 二箇年 各一〇名
 - 二 拓殖高等實際學院 修業年限 一箇年 各一〇名

00524

館生募集

- 一 募集人員
 - 本科 第一學年 二十名 修業年限 二箇年
 - 第二學年 若十名
 - 專修科 少年部 第一學年 十名 同 一箇年
 - 實際試驗場研究生 五名 同 二箇年
 - 實務者養成 若干名 同 六箇月
 - 1 農村工業部 2 農場部 3 果樹園藝部 4 溫室部
 - 5 養鶏部 6 養豚部 7 山羊部 8 乳牛部
 - 9 糠油部
- 二 應募資格
 - 1 小學校卒業以上滿十七歲以上、但シ少年部ハ年齡十四歲以上、十六歲以下
 - 2 高等農林學校卒業者クハ同等以上ノ素養アル者ハ本科二年ニ入學ヲ許可ス

- 三 入館手續 三月二十日迄ニ館則規定ノ願書ニ履歷書、戶籍抄本、身體検査書、市町村長ノ推薦書ヲ相添ヘ埼玉縣與野町農民講道館宛ニ提出スルコト
 - 四 入館考查 三月二十七日午前十時來館、口頭試問、學科試問、算術作文及身體検査施行ノ上二十八日入館者發表入館志望者ト父兄ニ限リ館内ニ宿泊ノ便ガアル
 - 五 學 資 一ヶ月食費十二圓、授業料二圓、舍費一圓、修學旅行費三十錢
 - 六 携帶品 入館ヲ許可サレタ者ハ寢具ト日用品及デキ食器ハ不必要デアル
 - 七 給費生 月額七圓支給十名募集スルニ付希望者ハ其ノ旨願書ニ附記スルコト
- 埼玉縣北足立郡與野町 農民講道館

人口動態一覽

昭和十五年十一月分

郡市	婚姻		離婚		出生		死亡		差引
	男	女	男	女	男	女	男	女	
鳥取市	四	三	五	七	三〇	三〇	四	三	三
米子市	四〇	一	一	四	九四	九四	二六	二〇	四
岩美郡	三五	四	四	七	三三	三三	三	一	二
增減									

郡市	婚姻		離婚		出生		死亡		差引
	男	女	男	女	男	女	男	女	
八頭郡	四	三	三	一〇	二〇	二〇	四	三	一
氣高郡	四	二	二	七	八三	八三	四	三	一
東伯郡	一〇	一	四	一八	二六	二六	一六	九	一
西伯郡	七	八	八	二二	三三	三三	八	五	一
日野郡	四	二	二	六	一五	一五	四	三	一
計	四七	二九	二九	七六	一四二	一四二	四〇	三三	七
前年同月	三三	三三	三三	六五	一、三四	一、三四	四七	三九	八
增減									

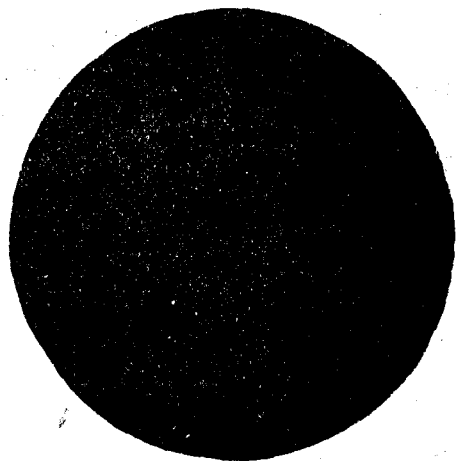
備考
 婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入りタル者及自市町村内ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲ゲ

00527

鳥取縣公報 第千九百九十九號 昭和十六年一月十七日 (第三種郵便物認可) 一〇

00528

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第八十八號

鳥取縣公報 第千九百九十九號 昭和十六年一月十七日 (第三種郵便物認可) 一一

目次

- 一 翼賛議會について……………(地方課)三頁
- 一 時局と制海權……………(社寺兵事課)五頁
- 一 財團 法人國民更生金庫……………(商工課)元頁
- 一 肥料の主成分……………(農産課)三頁
- 一 昭和十五年本縣の産産額……………(統計課)五頁
- 一 食用生鮮魚介類販賣價格……………(商工課)七頁
- 一 重要資源「どんぐり」……………(學務課)元頁
- 一 陸軍の綜合戰果……………(社寺兵事課)三頁

へ思ご源資・なふ思ご屑



翼賛議會について

昨昭和十五年の十一月二十九日は我が帝國議會が開設せられてから丁度滿五十年に相當しましたので、當日は貴族院議場に於て畏くも 天皇陛下御親臨のもとに、壯嚴雄大な記念式典が舉行せられたことは國民の記憶に新なる所であります。

新體制下に於ける第七十六議會は去る十二月二十四日を以て召集せられてゐるのであります。今日の議會は從來の政黨が解消して一億一心、大政翼賛、臣道實踐の目的の下に行はれる憲政五十年かつて無き翼賛議會であります。今この新しき目標の下に開かれた帝國議會にあつて、こゝに議會開設當時の有様を顧みてこの翼賛議會に對する吾等の心構を新にしたいと思ひます。

◆ 申上ぐるも畏き極みであります。明治天皇に於かせられました憲法の制定にあつて、議會の權能を如何に定めるかに御軫念の一方ならぬものがあらせられたことは、彼の明治十五年三月、各參議に賜つた勅語の中に「昨年十月國會ヲ開クノ詔ヲ宣布セリ此事未曾有ノ大變革ニシテ重大タルヤ言フ俟タス素ヨリ閣臣ノ輔翼スル所アリト雖若シ之ヲ誤ル時ハ上數千年ノ祖宗ニ對シ下百世

ノ子孫ニ對シ其實朕カ躬ニ在リ昨多來苦慮スル所ニアラス」と仰せられたことによつても拜察することが出来るのであります。また明治二十一年の樞密院に於ける憲法制定會議に、八ヶ月の間四十九日を數ふる會議に殆ど毎回臨御遊ばされ、一回の御中座もあらせられなかつた御模様を拜察致しましても、如何に御軫念のたゞならぬものがあらせられたかが窺はれまして、ただ、恐懼感激に堪へないのであります。

かくの如くにして欽定發布せられた憲法には、その前文劈頭に「朕祖宗ノ遺烈を承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と仰せられてをります。世界何れの國にかくも立派な憲法があるでありませうか。これを心讀すればするほどたゞ有難き大御心に感泣し、臣民としての道は自ら感得せられるのであります。これが信念となり信仰となつてこそ始めて臣道が實踐せられるのであります。われわれは常に憲法の條章と共にその前文に親しみ、これを奉誦すべきであると存じます。

又憲法發布の御告文には「典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ」と仰せられたばかりでなく「朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神

靈此レヲ鑒ミタマヘ」と仰せられてゐますのは恐れ多き極みであります。吾々は常に思ひをこゝに致しまして、永遠に憲法の従順なる循行者とならねばならぬのであります。

更に又前文の中には「將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼承ノ子孫ハ廢議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ」と宣はせられてをります。吾々はこの不磨の大典と共によくこの前文を拳々服膺いたしまして、臣道實踐に邁進せねばならぬのであります。

思ふてこゝに至りますれば議會こそは實に努めて民力を採り民心に合するを期させ給ふ大御心の現はれであり、萬民翼贊の道を條章を以て示させ給うたものであるといふことが出来るのであります。

しかしして翼贊機關としての議會は單に立法等に參與するのみでなく、間接には行政をも監視するの任務を負担するものであることは、伊藤博文公も言つてをられるところでありませう。それがために憲法と議院法には次の四つの權利、即ち一、臣民の請願を受けるの權、二、上奏及び建議の權、三、政府に議員が質問するの權四、財政を監督するの權が認められてゐるのであります。

これを要するに、議會が法律案及び豫算案に協賛する外に、かかる重大なる權能が各院に賦與せられてゐる所以のものは、各院をして民意暢達の機關たらしめたからであります。しかしして衆議

院が貴族院と異なる所は、解散を命ぜられる點と、もう一つは豫算先議權即ち衆議院の方が先に豫算案について議決する權限がある點であります。この二點が衆議院をして貴族院よりも一層よく下意上通の機關たる使命を完うさせる理由となつてゐる所でありませう。

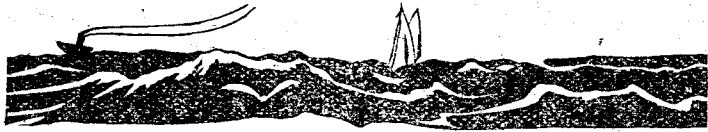
今各院が、民意暢達の機關であり、憲法上の下情上通の通路であるといはれる所以のものを更に具体的に説明しますと、民意は議會を通じてのみ上奏となつて天聽に達するとか、或は意見となつて政府に建議されてその利弊得失が論白されるか、或は又請願として採擇したものは意見書を附して政府に送ることによつて、下意が上通されるやうになつてゐるからであります。内閣官制第五條には、天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願は必ず閣議を経なければならぬことになつてをります。右の如く、民意は議會を通ずるものでありますから、議會を活用してこそ萬民翼贊の實を擧げ得るものと信ずるのであります。

今議會は前にも言ふやうに、翼贊議會といふので各方面から新しい關心と期待を以て迎へられてゐるのであります。特

ます。このやうに議會が政府に對して制肘する權利を持つと考へて行動する場合も共に、又政府の場合としてもそれが非常に強力なものである場合には、往々議會を無用に抑制して議會が心から協力しようとするのを阻止した場合はあつたやうであります。が、本來行政權といひ立法權といひ、共に、天皇の統治權に歸一するものでありまして、それを實行する機關である政府も議會も相互に争ふといふやうなことがあるべきでなく、相共に協力して大政を翼贊しなければならぬのであります。近衛首相は大政翼贊運動の目的を、政治の本質に於ては翼贊政治の確立、個人と國家との關係に於ては職域奉公の實踐を内容とする臣道の實踐にあると述べて居られるのであります。今後翼贊議會はこの大政翼贊の旗幟の下に、この翼贊政治を確立することに邁進することとなるわけでありませう。

統制法規は

銃後の軍紀



時局と制海權

今次事變に於ける從來の我が海軍の役割は、第一に直接支那に對する作戦であつて、陸戰隊の奮闘・航空部隊の活躍・支那沿岸の交通遮斷或は陸軍との協同作戦・揚子江及び珠江作戦並に水路啓開・又島嶼及び要地の占據等各種各様の作戦を行ひ、之に依つて敵に與へた有形無形の損害・効果といふものは莫大なものがあるのである。しかし今やその活動範圍は遠く南方に擴大せられて、佛印海面に蘭印諸島方面に、否西太平洋全海面にわたつてその活躍を期待せられるところは蓋し非常な廣域に及んでゐる。然るに我が陸海空軍の手に依つて確保せられてゐる制空權といふものは、獨り陸海兩軍作戦の上のみならず、我が國土・國民の安全は勿論、海運・貿易・産業・經濟等各般に亘り、多大の貢獻をなして居ることは特に留意せられてゐるところであつて、斯の如き功業により制空權獲得に對する世間の認識は著しく深まつて居るのであるけれども、一面制海權といふ如き抽象的な問題になると、未だ一般の了解が充分でないやうに感ぜられるのである。

古來作戦に於てこの制海權を無視して失敗した最も顯著なる者は、西にナポレオン東に豐太閤これは餘りにも有名であるが、彼等不世出の英雄が揃ひも揃つて同様の過ちを犯したといふことは寔に不思議の因縁といはねばならぬ。而して此の場合豐太閤を啓める譯には參るまい。何となれば彼は用兵の天才ではあつたが固より深き研究をした譯でもなく、又當時の日本人には左程の素養はなかつたのであるから、之に向つて昔天智天皇の御代に白村江の一戦に我が水軍が敗退した結果、神功皇后以來久しく確保した大陸經營の地歩を遂に空しく放棄するの已むなきに至つた、あの儼然たる史上の教訓を鑑とすべきことを求むるは無理であるといはねばならぬ。

しかしあの大陸略家たるナポレオン、而も彼は優れたる天才に加ふるに深く古今の戦史を研究し、古名將の傳記を愛讀して兵術の神髓を會得し、中世以來誤れる兵術に劃期的新生面を開いた古今獨歩の名將たる彼に對しては、何としても其の海上に對する認識不足を責めざるを得ないのである。

蓋し彼の最も崇拜した古名將の一人であつたハンニバルは、懸軍萬里羅馬遠征を企ててカンネーに於て大勝を博し、全羅馬を震駭させたのであつたが惜いかな後援續かず、雄圖遂に空しく、果ては故國カルタゴも敵の爲に滅ぼさるる悲運に立到つたのであつた。

之は畢竟地中海の制空權が全く羅馬の手に歸した爲であることは、其の歴史を知れるものの齊しく認むる所である。然るにナポ

レオンは陸に於てはハンニバルの如く、アルプス越の冒險や、又カンネーにも劣らざる見事な戦勝を博したのであるが、惜いかな同じく制海權の重要性に目醒めることなく、海を制することなくして海外遠征を企て、一度はナイル海戦に敗れてエジプト放棄の已むなきに到り、再びトラファルガーに其の海軍を失つて英國征服の夢も空しく、「ウオターローの敗北はトラファルガーにあり」と云はるる如く、果ては終にセントヘレナの孤島に客死するの運命を辿つたことは、英雄の末路憐むべきであると共に、海上權を輕視するものに至るべき當然の運命として、永く後世に好箇の教訓を遺したものである。

この海上權をよく理解する爲には、歴史の研究により海上權の消長が國家興亡に及ぼした影響を尋ねるのが最も良い方法である。曾て米國軍艦ワシントンの一士官が秘露の港カヤオに上陸してクラブに行き、モムゼンの「羅馬史」を繕いてハンニバルの事蹟を讀み耽つて居る中、不圖心に浮んだのは「若しハンニバルが海路羅馬に進攻して居たならば如何であつたであらうか。又少くとも羅馬到達後本國との海上交通を確保し得たとしたならば如何であつたらう。恐らく歴史は今までと異つてゐたであらう」といふことである。其の時より彼は海軍に對する觀念を一變し銳意史實の上から海上權の研究に没頭し、「海上權力史論」其の他の名著を著し、米國海軍思想を一新し、其の海軍政策の基礎を確立するに多大の貢獻をなしたのである。此の一士官こそは、後の海軍少將マハン其人であつた。若しナポレオンにして夙にマハンの

如き着眼をなし得たならばと、今更ながら彼の爲に深く惜むる情に堪へぬのであるが、大陸國の陸將に之を求むるは無理であるかも知れぬ。

然らば此等の研究の既に出来上つた現代に於て果して如何かと云へば矢張り制海權の必要は認めながらも、眞によくこれを了解せぬもの之抄からざるは争はれぬ事實であつて、其の顯著な例は前大戰當時の獨逸である。

近世の獨逸は、あの鬱勃たる民族興隆の氣運に到底歐洲の天地に踞するを許さず、大いに海外發展を策し植民地を獲得し、「メイド・イン・ジャーマニー」の商品は世界の市場到る處に進出しカイゼルは「獨逸の將來は海に在り」と唱へ、海相フオン、チルピッツの手腕の下に新興海軍の建設に邁進した。時恰も大艦巨砲の艦級艦が生れて、これまでの舊式艦艦は無價値となつたこの好機に投じて著々新銳の巨艦を造り上げ、流石傳統の海上優越を誇る英國海軍をして極度の脅威を感じしめたのである。

偶々一九一四年サラエボの一發は遂に大戰の導火線となつたがこれは運命とはいへ人力を以て擴大を防ぎ得られざるものではなかつたのである。然るに局部的に有利なる解決可能と見て、奧太利に自由の行動を許した見込違ひがそも、始まりで、勢の赴くところ終にあのやうな一大事に立到つたのである。又思へば海軍の整備の時期を考へず起ち上つたのは惜いことであつた。若しあと數年自重し、艦隊法による海軍軍備計畫が全部出来上つた曉に於ては、たとへ英海軍も相對的に増強するといへ、此の建艦

競争は英國が先づ悲鳴をあげたもので、獨逸としては戦はずして海外發展をなしたであらう。

然るに獨逸は此度もあの一八七〇年普佛戰爭當時の如く、戦は陸上で短期間に勝てる。英國は海上で挑發しない限り中立を守るであらう。又よし參戰したとしても、戦局は陸正面に於ける勝利によつて有利に結末がつくものと考へた。従つて海軍のことはあまり念頭に置かず、そして其の作戦計畫も、所謂シュリーフェンの東西二正面の内線作戦で先づ電光石火佛國に侵入して巴里を陥れ取つて返して露軍を粉砕するといふもので、海軍を加へた綜合的見地よりする作戦は何等考慮されなかつたのである。

所が結果は如何であらう。陸上の戦線は固着する。然も大消耗が連續行はれる。海上に於ては世界第二を誇つた其の商船隊は、本國に留つたものの外悉く或は拿捕され又は中立國の港に抑留され、優勢な英國大艦隊の封鎖の下に海外との交通は杜絶し、補給の途は殆どなくなつた。

然も海軍の比率三對二の劣勢のためと、又折角造つた艦隊を過度に愛惜して思ひ切り一大決戦を賭して勝敗を争ふことをもなさず、最後の手段として潜水艦戦術によつて英國を饑餓の一步手前まで追ひつめたが目的を達せず、終に萬策盡きて勝利の望を失ひ國內より崩壊するに至つたのである。此の崩壊は赤化のためと言ふも、その赤化の原因は畢竟戰爭の大消耗に加ふるに海上封鎖による極度の物資缺乏、甚しき國民生活の窮迫が主たる原因であつて、陸正面に於てあれど離かしき戦を續け、一步も敵を國內に入

れなかつたにも拘らず、斯の如き運命に立到つたことは、如何に海上權が大局を制するかを見るのであつて、海相フオン・チルビツツは獨逸艦隊の戦死者の碑に、「獨逸民族は海を了解しなかつた……」と悲痛な一句を書き誌したのである。

又佛國はどうかと申せば次の如きエピソードがある。フオツシニ元帥が或る戦勝祝賀會の席上、一体佛國海軍は戦勝のためどれだけの貢獻をしたのかと尋ねられたところ、元帥は何？海軍だつて海軍は吾々に三個師團を與へた丈だと答へたと云ふ話である。これは佛國海軍はアルゼリヤの三個師團護送の役に立つた丈だといふ意味であらう。佛國の如く與國の海上權に依存して居るものとしては無理もないと云へるが、當代第一流の大戦略家として自他共に許したフオツシニ元帥にして、尙この言をなすとは餘りにも情ないではないか。佛國の振はざる蓋し故ありといふべきである。

尙國民の海上に對する思想の如何が、如何に海軍力の消長、延いては一國運の盛衰に關するかは、中世紀に於て彼の英國が興り、和蘭が衰微した史實に徴しても明瞭である。英國と海權を争つて敗れたものに尙西班牙及び佛蘭西がある。和蘭國民は是等兩國と違つて天成の海國民であり、又デ・ロイテルの如き古今稀なる名海將があつて屢々英國艦隊を破つたのであるが、遂に海上の覇權を失ふに至つたのは、一つには陸正面の國防に備へねばならなかつたこともあるが、主として國民一般に海軍思想を缺き、富豪は自己の安逸を貪つて軍費の支出を惜み、海軍の整備を怠つたことが其の原因であつた。



海軍としては愈々其の責務の重大なるを自覺し、常に機力の充實・術力の練成に懸命の努力をなし、以て其の使命達成に萬遺算なきを期して居るのであるが、國民はよく現下の時局と將來の動向とを察して海軍の使命・海上權の重要性を充分認識理解し、全幅の協力支援をなすことに努めねばならないのである。



財團法人 國民更生金庫

時局産業の強化と、これに伴ふ平和産業の抑制に於て、從來これ等平和的産業に従事してゐた中小工業者や商業者に対する職業轉換についての対策は刻下の急を要する問題となつて

居り、政府に於てもそれ／＼施設に努めてゐるのであるが、その対策として新らしく企圖されてゐる國民職業指導所、國民勤勞訓練所及び國民更生金庫の三つの中で、最後の國民更生金庫については帝國議會の協賛を経て特別の法律を制定しなければならぬのである。然し中小工業業者の轉廢業といふ差迫つた事態に應ずる爲には、その手續の完了するまで猶豫してゐる事を許されない事情があるので、とりあへず暫定的な措置として民法に基く財團法人組織を以て金庫を設立することとなり、鋭意財團法人の設立

今次事變に於ける如き完全なる制海權の掌握は、世界史上未だ嘗て其の例を見ざる所である。吾々は之を無上の誇とすると同時に、心驚かに憂ふる所は、それが却つて海上權の重要性に對する認識不足を來しはせぬかといふことである。それは恰も健康な者が健康の有り難さをあまり感じないやうなものではあるまいか。而して制海權と共に制空權の重要性が今後益々加はつて來るのであるが、海國に於ては制空權を制海權とは緊密不可分の關係にあり、又「最も制海權を解するもの最も制空權を解す」といふことを特に認識せねばならない。

更に又今次事變に於ける海軍の一層重要な役割は、間接的に第三國に對する効果であつて、即ち其の儼然たる存在、無言の威力といふものが、如何に第三國の無用の干渉乃至は牽制に對する防遏排除の効果を發揮しつゝあるかといふことである。

事變勃發以來幾多の通牒や抗議が發せられ、又種々のゼスチュアは絶へず行はれ、國際會議を利用する牽制の策動等も行はれた近くはアメリカの肩鐵禁輸を始め様々な經濟的壓迫によつて我國の東亞共榮圈の達成を阻止しようとしてゐるのであるが、未だ實力を以て臨むには至つてゐないのである。これもとより我國が正義に立脚し、且又國際親善に細心の注意を拂ひ、列國の權益尊重に周到の措置を講じて居るにも因るが、抑々また我が海軍の無言の威力が、よく安定勢力たるの實を擧げつゝあることに収するも決して不當でないと思ふ。

しかし海軍は今日其の任を完うしつゝあるを以て決して儉安を許さぬのである。實に西部太平洋の海上權確保は我が海上國防の絶対條件であつて、これなくして東洋新秩序の建設も大東亞經濟圈の確立も、その實現は不可能なのである。

の手續が進められてゐたのであるが、十二月二日に至り大藏大臣から金庫設立者に對し設立許可の通知が發せられ、こゝに金庫はいよいよその意義ある第一歩を踏み出すこととなつた。目下諸々の準備が進められてをり近く開業の運びとなる豫定であるが以下この財團法人國民更生金庫に關し、從來決定されてゐる事項の概要と今後の方針について簡単に記すこととする。

一 國民更生金庫の組織

今回設立された國民更生金庫は民法の規定に基く公益法人たる財團法人である。その點では、例へば財團法人軍人援護會とか、その他私立學校や社會事業團體に多く見受けられるものと同様であつて、株式會社組織をとらなかつたところに先づ本金庫の特色が現はれてゐる。既設金融機關に類例を求めれば庶民金庫が最もこれに近い。尤も庶民金庫の方は庶民金庫法に基いて設立された特殊法人であるが、國民更生金庫についても將來これに關する特別法が制定され、特殊法人たる國民更生金庫が設立された暁にはこの財團法人はこれに事業と財産の全部を引續き解散するのであつて、特殊法人たる國民更生金庫の組織は一層庶民金庫に近いものとなることと豫想される。要するにいづれも全く營利的目的を有しない特殊の金融施設たる點に共通點があり、從つてその組織も自然似通つたものとなつて來るわけである。

この財團法人の基金、即ち一般の會社でいへば資本金に相當するものの額は二百萬圓である。その内百萬圓は、現在全國金融協議會を結成してゐる全國の金融機關から分擔繰出されたので、これが先づ基本となつて本財團法人は設立されたのであるが、政府からも本金庫に對し百萬圓の補助金が交付され、これまた基金に組入れられるので基金の額は合計して二百萬圓となるわけである。

なほ將來特別法に基き特殊法人たる金庫が設立される場合、その資本の金額は大体一千万圓程度に決定される見込である。

事務所は未だ設立列々の事であるので、東京市丸の内日本勸業銀行東京支店内に本據を置いて、一切の仕事を進めてあるが、今後は必要に應じ漸次全國各地に支所又は出張所を置き、地方に於ける轉廢業者の便宜を圖ることとなる筈である。なほ出張所は別に獨立の事務所を置かず、銀行、信用組合等の金融機關に出張所としての事務の取扱を委託することが多くなるものと考へられる。

二 國民更生金庫の目的と業務

國民更生金庫の目的については「本金庫は時局の要請に應じ轉廢業者又は廢業を爲さんとする商工業者等の資産及負債の整理を促進しその更生を圖るを以て目的とする」旨を定めてある。即ち最近に於ける國際情勢の變化に基き貿易の減退、國內經濟統制の強化等に伴ひ取扱商品、原材料の減少を來し、或はその業務について禁止又は制限を受け、その他生産、配給機構の整理等に伴ひ舊來の業務を離れようとする中小商工業者のため、その業務用の資産及び舊業務に關する負債の整理を容易ならしめ、以てこれらの中小工業者が後顧の憂ひなく安心して新しい職分奉公の方面に進進し得るやうな力添へをしよといふのが、本金庫の目的とし使命とするところである。

右のやうな次第であるから、本金庫の業務は極めて特殊な、限られた範圍のものであつて、一般の既設金融機關に於けるやうに營業をそのまま維持繼續してある業者の必要とする運轉資金、設備資金等の融通を行ふものではない。これらの業者は銀行、信用

組合、無盡會社、庶民金庫等それら適當の金融機關から、又中小商工業資金融通損失補償制度、信用保證協會等の各種の施設を利用して必要な金融を受けることが出来るのである。

國民更生金庫は右の如く、轉廢業者のみを對象とする施設であるが、更に嚴密にいふと轉廢業者ならばそのすべてが本金庫を利用し得るものではない。即ち自己の一身の都合により任意に轉廢業しようとする業者は、これは前にはゆる「時局の要請に應じ轉廢業者又は廢業を爲さんとする」者ではないから、本金庫の業務の對象とはならないのである。

結局どういふ業者が本金庫を利用することとなるかといふと、典型的な場合を挙げれば、中小商工業者によつて組織される工業組合、商業組合等に於て、時局の要請に應じ主務官廳の指導・統制の下に、舊業務の整理計畫を樹立し、轉廢業者をなさんとする場合の如きものであらう。

この場合一方に於て轉廢業をする者があると同時に、一部の同業者は引續き業務を繼續するやうな場合には、組合から轉廢業者に對し相當額の給付をなす等、業者相互の間で先づ共助の方策を考慮することが望ましいと考へられる。

右は、既に工業組合、商業組合等が組織されてある場合であるが、勿論組合の存在しない業者も多數あらうし、また組合をこの際作ることも適當でないもの、企業合同の方法により業務の整理を行はうとするもの、或は全く個人で轉廢業を行ふの已むを得ないもの等、實際には各業種の實情に應じ各種の事例が發生して來るものと考へられるが、いづれにしても右の典型の場合と同様

の心構へによつて、政府の指導・統制の下に、適切な業務整理計畫を樹立することが必要である。

さて業者の側で右に述べたやうな整理計畫が樹立されるのに對應して、國民更生金庫としては左のやうな各種の業務を行ひ、その整理計畫の圓滑な實現を圖るべく協力することとなるのである。

- (イ) 轉廢業者又は廢業をなさんとする商工業者等のために營業用資産の管理處分の引受。
- (ロ) 轉廢業者又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする資金の融通。
- (ハ) 轉廢業者又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする債務の肩代り。
- (ニ) 前各號の業務に附帶する事業。

右により本金庫は先づ、轉廢業者が舊營業に使用して居た動産不動産の管理、處分の引受を行ふのであるが、その引受をなす場合の引受価格は一應その營業が繼續されるものとして見た妥當な評價額によることとなつてをり、この點が本金庫の業務の大きな特色である。一体中小商工業者の營業用資産は、營業が繼續されて収益を生みつつある間こそ相當の評價を見積り得るのであるが一旦業務が廢止されると、本來の用途を離れたその資産は屑物同様の拾値にしか處分し得ないのが寧ろ常態であらう。そこで本金庫はこの場合轉廢業者の資産を、營業が引續き繼續され、その營業のために生きて働いてあるものと一應假定して見積つた評價額で引受けることとしたのであつて、これによつて轉廢業者はその業務整理計畫の樹立の上にも非常な助けとなるわけである。なほ

右のやうな標準に基き具體的の財産の評價を決定するためには、各方面の權威者、専門家を網羅した轉廢業者資産評價委員會が中央と地方に設置され、この委員會の決定した評價に従つて本金庫へ引受を行ふこととなつてある。

しかし本金庫は引受財産を管理し、關係官廳等と聯絡をとつてこれを適當な方面に處分して行くのであるが、その實際に處分した場合の賣却價格が當初の引受評價額を下ることがあつても、金庫はその引受評價額の總額を支拂ふのであつて、その間生ずる差損額は、後に述べるやうに結局將來政府に於て補填することが豫想されてある。

さて、以上による資産の管理處分の引受だけでも、轉廢業者にとつては相當の支授となることと思はれるが、業者にとつては舊營業に關する負債の整理、舊業務の使用人の退職手當、新業務新職業への轉換のための費用等に充てるため、即時現金を必要とする場合が多いと考へられる。そこで金庫は引受資産の處分されるのを俟たず、前述のやうな資金を必要とする向に對し、引受資産を擔保或は見返りとして引受評價額の限度まで即時に資金を貸出すこととせられてあるのである。貸付の利率、期限等の細目の條件は未定であるが、利率は出來得る限り低利を豫定してをり、また期限は五年程度となる見込である。貸付金の回収は引受資産の處分代金を以てこれに充てるのであるから、實際處分價格が引受評價額を下る場合には、前述と同様政府の差損額補填の問題を生ずるわけである。

最後に、轉廢業者が本金庫を利用して資産負債を整理してもな

は負債が残るやうな場合も豫想し得るので、その債務者が他に特別の資産又は収入もなく、眞に己むを得ないときには、本金庫がその債務の肩代りをする事となつてゐる。尤も肩代りをなすに當つては、舊債權者とも協議し相當條件の緩和、債權の減免を圖らせ、債權者にも相應の犠牲を拂はせることが妥當であらう。

三 政府の助成と監督

金庫の業務が以上のやうなものであるから、金庫としてはその資産及び業務から生ずる収入を以て支出のすべてを賄ふことは全く望み得ないので、その不足額は政府が補給する建前である。また既に述べたやうな事業上必然發生することを豫想される損失額についても、他に充分な補填財源も考へられないから、特別法人の國民更生金庫が設立された時は、政府がこれを補填することとならう。

更に本金庫の業務内容が以上の如くである以上、一般金融市場から通常の金融方法により資金を調達することも先づ困難と考へられるので、差當り日本興業銀行に對し國家總動員法第十一條に基き、先般公布施行された銀行等資金運用令による融資の命令を發し、本金庫へ資金を供給せしめる筈である。なほ將來特別法に基く特別法人たる金庫が設立され、債券の發行により資金を調達することとなれば、その際には政府に於て債券の元利支拂を保證することとなる豫定である。

以上の如く本金庫に對しては、各般の點に於て政府の保護助成が加へられてゐるのであるが、同時に財團法人國民更生金庫設立及び監督規程(大藏省令)を制定し、これに基き金庫に對し充分

周到な指導監督を加へることとなつてゐる。

以上述べた所によつて明らかやうに、本金庫は金融機關としては全く從來に例を見ない特異な性質を有するものであつて、既存の金融機關にこの仕事を行使はしめることとせず、特別に金庫を設置した理由もこの點に存するのである。従つて金庫に對する指導方針並びに金庫の當事者の業務執行方針としては、從來の金融機關とは餘程變つた心構へを以てこれに當るのでなければ、中小商工業者の轉廢業の實情に即した業務の運営は期し得られないと考へられるのである。

同時に本金庫を利用せんとする者、或はその債權者の側にあつても、單純に時局の變化に基く損失の全部を本金庫に補償せしめるといつたやうな考へ方では、本金庫としてもその要求の悉くを満足せしめ得ることは不可能であらうと考へられるのであつて、本金庫の設置は、勿論當初から利益を生むことは全く豫想されず損失を生ずることは寧ろ當然であるが、その損失は結局國家の負擔、換言すれば國民全体の負擔となるものである。従つてこの己むを得ない損失を出来る限り有効に生かし、全体の轉廢業對策の遂行に貢獻せしめ、高度國防國家の完成に必要な産業經濟の再編成のため役立たせるといふことが、金庫の當事者と利用者との雙方にとつての共通の念願でなければならぬと考へる。

大藏省



肥料の主成分

農産物の増産に邁進する農家が目下の購入肥料不足の状態に於て最も努力しなければならぬことは自給肥料の使用であるが、それにつけても留意を要するのは肥料の性質とその施用上の特徴である。しかして肥料の性質は主として主成分たる窒素、燐酸及び加里の化學的形態の種類に依つて定まるものであるから、肥料を合理的に施用するには先づ主成分の性質を明かにする必要がある。以下簡単にその要點を記すこととする。

一 窒素

肥料の窒素は硝酸態、アンモニア態及び有機態の三種に大別し得る。これ等の中、植物が吸収利用するのは硝酸態及アンモニア態の窒素で、有機態の窒素は微生物の作用を受けてアンモニア態に變化した後利用せられるものである。

一 硝酸態窒素

硝酸態窒素は三種の形態中最も完全に酸化した窒素化合物であつて、水に溶け易く肥効は極めて速くであるが、土壌に殆ど吸収されないために雨水、灌漑水等に依つて損失しやすく水田の肥料には適當しない。畑作肥料としても降雨の多い時期に基肥に施せば地下に流亡する慮れがある。

アンモニア態窒素は水に溶解しやすく極めて速効性である。この形態の窒素は土壌によく吸収せられ、流亡の虞れ少く畑地及び水田の何れにも適する。畑ではアンモニアは硝化菌の作用を受けて漸次に硝酸に變化するものである。

有機態の窒素は微生物の作用を受けてアンモニアに變化し、そのまゝか或は硝酸に變化した後作物に吸収せられるものである。この有機態窒素については稿を改めて稍々詳しく説明することとする。

二 燐酸

肥料の燐は有機態と無機態の二種に大別せられる。無機態の燐は水溶性燐酸、枸溶性燐酸及び不溶性燐酸の三種に區別せられる。水溶性燐酸と枸溶性燐酸は作物に利用せられやすい燐酸で、總稱して可溶性燐酸と云はれ、肥効の高いものである。不溶性の燐酸は燐酸三石灰の如き形態で、肥効は一般に低いものである。然し骨粉其の他骨の成分たる燐酸は例外に屬するもので、燐酸三石灰の形態であるが肥効が高いのである。

有機態の燐は主として微生物の作用を受けて分解し、無機態の燐に變化した後作物に利用せられるものであるから、無機態の可溶性燐酸に比べると肥効は緩徐であるを常とする。作物が肥料として施用した燐酸を吸収する割合は窒素及び加里に比べて著しく低く、過燐酸石灰の如き水溶性燐酸を主成分とした速効性肥料の場合でも燐酸の吸収率が一作に二〇%を超へるこ

00541

とは稀である。それで作物に吸収されずに圃場に残留する磷酸の量は非常に多く、この磷酸は土壤に吸収されて不溶性になつて表土中に残つてゐるのである。斯くして磷酸肥料を多年に亘つて施用すれば土壤は漸次磷酸に富むから、遂にはある程度磷酸肥料を節減し得るに至るのである。

斯くの如きことは畑作の於けるよりも水稻作に於て特に顯著に現れるものであるが、その理由は次の如く説明し得る。

土壤が磷酸を吸収するには石灰に富む土壤では専ら磷酸三石灰として沈澱するのであるが、鹽基に缺乏せる土壤では遊離せる鐵・錳土或は粘土分の鐵・錳土の部分に結合して不溶性になるに因ると考へられてゐる。我が國の土壤は一般に酸性に傾く土壤であるから磷酸は土壤の鐵及び錳土の部分に結合すると考へると説明が容易であるが、既に述べたやうに水田では磷酸の缺乏が如何に甚しくないのは次の事情に依るのである。即ち水田に於ては灌溉後日を経るに従つて漸次に土壤の反應が鹽基性の方に傾く。その原因は鹽基性の弱い酸化鐵は還元して鹽基性の稍々強い亜酸化鐵となり、強酸に屬する硫酸は還元して弱酸に屬する硫化水素に變化し、又窒素としてはアンモニアを生成する等のことに依るのであるが、結局土壤の反應は鹽基性の方に傾くから、その結果として磷酸鐵・磷酸錳土等が加水分解を受ける。斯くして水田状態では畑の状態の時よりも土壤中の磷酸が溶解せられやすくなり、延いては作物に利用せられやすくなるのである。これは丁度礬土を多量に含む磷酸肥料の磷酸が水稻作には相當肥料が高いが一般畑作肥料としては肥料が劣ると同様の現象であると考へられる。

斯くの如き事情から實際上の問題としては磷酸肥料が不足する場合には二毛作田では表作に對するよりも裏作の方に多量の磷酸肥料を施用するのが合理的であると考へるべきである。

磷酸肥料に關して特別の場合として根付肥の問題がある。土壤の磷酸吸収力は礬土や鐵に富む火山灰土の如き所謂不良土の場合に非常に強いことがあるが、斯様な土壤では水田の場合に於ても過磷酸石灰の如き水溶性磷酸肥料を普通の方法で圃場に撒布すれば土壤が強く磷酸を吸収し作物に利用せられ難くなる、稀に火山灰土壤の水田で水稻の挿秧に當り所謂根付肥を行ふのが良いと云はれることがあるが、それは磷酸吸収力が甚しく強い土壤の場合であつて、根付肥に依れば根に接近して磷酸肥料を濃厚に施すことになり、作物の磷酸吸収が容易になるのである。

三 加 里

肥料の加里の形態は屢々無機態と有機態の二種に大別せられるが、加里は窒素及び磷酸と異り有機態の組成をなすものでなく、兩形態共に水溶液ではカリウムイオンとして存し、本質的には區別がないのである。

無機質の加里肥料としては硫酸加里、鹽化加里、灰類が主なるものである。

有機質肥料に就いては動物質肥料は加里は殆ど含まないが、植物質の肥料は何れも加里を含んでゐる。植物質肥料の加里は水溶性であつて、例へば稻藁等を水に浸して置くと多量の加里が溶出するのである。斯様に植物質中の加里は極めて水に溶けやすく、

その肥効は硫酸加里、鹽化加里、草木灰等の如き無機質肥料の加里と略々等しいと認められてゐる。従つて堆肥中の加里の肥効は極めて高いのであるが、屋外堆積では雨水の滲透がある場合には漏水中に加里が失はれるから堆積法によく注意しなければならぬのである。

昭和十五年

本縣の 繭産額



一月十三日農林省の昭和十五年産額發表表に依ると、産繭額は八千七百五十四萬貫で、之を前年に比すると三百二十七萬貫(三分六厘)の減收を示し、十五年度産繭生産目標九千三百萬貫に比して約百五十萬貫の減收となり、價格に於ても八億六千二百二十六萬圓で前年より二百七萬圓の減收となつてゐる。

又養蠶實戸数は百六十四萬戸で、前年より約三千五百戸(二厘)を減少し、蠶種播立數量に於ても一億二千八百八十五グラムで、之も前年に比し三百八十三萬グラム(三分)の減となり、之を前五ヶ年平均に較べると收量は五分の増、價格に於ては最近の値上りを反映して八割七厘の増となつてゐる。

此の中本縣分を詳記すると、養蠶實戸数は二萬五千六百五十四戸で、蠶種の播立數量は百七十三萬三千五百六十一グラムであつた。此の内譯を示すと

春 蠶 六一七、四七一グラム

夏 秋 蠶 一、〇八六、〇九〇同

であつて、繭産額は百二十四萬百七十二貫、價格一千二百四十六萬一千九百六十六圓である。此の内譯は

春 蠶 五六二、六一九貫

夏 秋 蠶 六、六六〇、〇一七圓

(價格) 五、八〇一、一七九圓

であつて、之を前年に較べると

△養蠶實戸數 一、四七四戸(五分四厘)減

△蠶種播立數量 一三、四二五グラム(八厘)減

内 譯

春 蠶 四〇四、七二九グラム(三割九分六厘)減

夏 秋 蠶 三九一、三〇四 同 (五割六分三厘)増

△繭産額 七、九三三貫(六厘)増

(價格) 二二九、四二九圓(一分九厘)増

内 譯

春 蠶 二八二、〇五三貫(三割三分四厘)減

(價格) 一、二五八、一二五圓(二割五分九厘)減

夏 秋 蠶 二八九、九八五貫(七割四分八厘)増

(價格) 一、四八七、五五四圓(三割四分五厘)増

00542

となつてゐる。而して本年の繭産額を前五ヶ年平均に比すれば
 自昭和十年 五ヶ年平均繭産額
 至同十四年 一、〇九〇、一〇三五圓
 本年繭産額の右に對する増減
 數量 一七八、六六四圓(一割二分六厘)減
 價格 四、三七一、〇九三圓(五割四分)増
 を示した。

蓋し本年の産繭は、春蠶に於ては前年の旱害に依り桑樹の被害甚大で、桑葉の減收を見越して掃立數量を手控へ或は全然飼育を見合せたものがあつて、養蠶戸數及び掃立數量は前年に比し減少を示してゐる。併し夏秋蠶に於ては天候概ね適順であつて桑葉は順調に發育し、増産奨励と相俟つて前年に比すれば養蠶戸數及び

掃立數量は増加してゐるが、結局總數に於ては前年に比し養蠶戸數五分四厘、掃立數量八厘を各々減少してゐる。
 而して收繭高は春蠶、夏秋蠶何れも掃立以來氣候概ね適順であつて病蠶等の被害少く良好な生育を遂げたのであるが、春蠶に於ては掃立數量の減少に依り前年に較べて三割三分四厘の減少を示した。又夏秋蠶に於ては掃立數量の増加も併つて前年に比し七割四分八厘を増加し、結局總收繭高に於ては前記の如く前年より六厘の増加であつた。
 價格は春蠶に於ては收繭高の減少に依つて前年に較べ一割五分九厘を減少し、夏秋蠶は收繭高の増加のため前年に比して三割四分五厘を増加し、總價格に於ては前年に比し一分九厘の増加を示してゐる。
 尚ほ之を各郡市別に示すと次の通りである。

郡市別	養蠶戸數 (實戸數)	蠶種掃立 數量	總收 數量	繭		高		前年掃立數 =比シ	前年收繭高 =比シ
				春	蠶	夏	秋		
總數	二五、六五四	一、七〇三、三五一	一、二四〇、七七一	五三、六六元	六七、三五元	七、五八元	七、五八元	△	△
鳥取市	三、九〇九	三〇、九三〇	一、五二五	三六、〇三三	三五、四三三	三、八二九	三、八二九	△	△
米子市	六、七〇〇	九七、八八八	三三、三六一	一九、六六六	二二、二六六	三、八二九	三、八二九	△	△
岩手郡	一、七三三	五、七七七	一、〇三三	一〇、四六六	一〇、四六六	三、八二九	三、八二九	△	△
入道郡	四、二二二	一、六〇三	一、〇三三	一〇、四六六	一〇、四六六	三、八二九	三、八二九	△	△
氣高郡	二、九四四	一、六〇九	一、〇三三	一〇、四六六	一〇、四六六	三、八二九	三、八二九	△	△
東伯郡	八、八七五	六、〇四九	四、八六六	一、九〇六	一、九〇六	三、八二九	三、八二九	△	△
西伯郡	六、七七八	五、九〇三	四、八六六	一、九〇六	一、九〇六	三、八二九	三、八二九	△	△
日野郡	一、七三〇	五、〇三三	二、八六六	一、九〇六	一、九〇六	三、八二九	三、八二九	△	△



食用生鮮魚介類
 販賣價格

本縣では價格等統制令第七條の規定により、去る一月十日縣告示第十三號を以て食用生鮮魚介類の販賣價格を次の通り指定しましたが、これは一般家庭に特に關係が深いものでありますから、こゝに掲載することにします。

尙念のために注意して置くことは、すべて公定・指定・協定或は停止のいづれの價格を問はず、之等の規定せられてゐる販賣價格はみな賣買行為に於ける最大限の價格でありまして、實際上の賣買に當つてはその需要と供給の關係、又は品物の質の上下等によつて或は高く或は安くなるのは當然であります。定められてゐる販賣價格はその最上等のものでもこれより高く賣つてはならぬといふ最高の値段なのでありますから、この販賣方の者は元より買方の人も充分留意を要するであります。

品目	種別	卸賣價格 (一貫當り)	小賣價格 (百匁當り)	備考
まぐさ	丸	四、〇五	〇、五	内臟ヲ除去セ

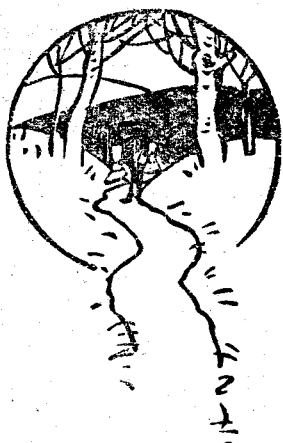
そりだかつを	刺身	六、二二	〇、八六	活魚及近海物
さば	切身	〇、九一	〇、一一	活魚及近海物
さわら	切身	一、三七	〇、一八	活魚及近海物
またひ(上)	丸	五、四〇	〇、四三	活魚及近海物
またひ(並)	丸	二、一四	〇、二七	活魚及近海物
れんこだひ	刺身	一、三三	〇、一五	活魚及近海物
いとより	刺身	一、三三	〇、一五	活魚及近海物
あまだひ(上)	同	三、二二	〇、二二	活魚及近海物
あまだひ(下)	同	三、二二	〇、二二	活魚及近海物

あまだひ(並)	切身	二、九五	〇、三七	〇、四八
まながつを	丸	六、六五	〇、五二	〇、七八
まいわし	切身	〇、六一	〇、〇八	〇、〇四
うるめいわし	同	一、一二	〇、一五	〇、〇八
あなご	同	四、〇七	〇、五一	〇、〇七
はも	同	五、七〇	〇、六七	〇、九六
とびうを	切身	一、八五	〇、二三	〇、三五
ぼら	丸	二、五五	〇、三二	〇、三二
ほうぼう	切身	二、〇三	〇、五九	〇、二五
かながしら	同	一、二二	〇、一五	〇、一五
すゞき	同	五、七〇	〇、六七	〇、二二
きす	丸	四、七五	〇、五九	〇、五九
こち	同	三、八〇	〇、四八	〇、四八
たちりを	丸	一、三九	〇、一八	〇、一八
ひらめ	切身	五、四〇	〇、三〇	〇、三〇
まがれひ	丸	一、六六	〇、二一	〇、二一
あさばかれひ	丸	一、二九	〇、一六	〇、一六
あかがれひ	丸	一、二九	〇、一六	〇、一六
なめたかれひ	丸	一、二九	〇、一六	〇、一六
にべ	丸	二、〇三	〇、二五	〇、二五
あんこう	丸	一、一一	〇、一四	〇、一四
いしもち(くち)	丸	一、二七	〇、一六	〇、一六
あかえひ	丸	一、一〇	〇、一四	〇、一四
するめいか	丸	一、七一	〇、二一	〇、二一
やりいか	丸	一、九〇	〇、二四	〇、二四
あをりいか	丸	三、九五	〇、四九	〇、四九
まだこ	丸	二、五五	〇、三二	〇、三二
まだこゆでも	丸	四、二七	〇、五三	〇、五三
みずだこ	丸	一、二二	〇、一五	〇、一五
みずだこゆでも	丸	三、〇五	〇、三八	〇、三八
もひだこ	丸	三、八五	〇、三六	〇、三六

あわび 穀付 五、九九 〇、七一
とこぶし 穀付 三、二五 〇、四一
さざえ 穀付 一、一一 〇、一四
はまぐり 穀付 一、一二 〇、一四
くるまえばい 丸 一六、一五 一、九一
しばえび 同 六、六五 〇、七八
こひ 同 二、九五 〇、三七
どぜう 洗ヒ 一、二四
あゆ 丸 三、三三 〇、四二
割キ 〇、七一
二、六〇 一、四九

注 意
一、卸賣業者販賣価格は卸賣業者の店先渡の価格であります
二、丸とは尾賣のものであつて特に記載した場合を除き内臓附のもの。切身とは切斷處理したものを謂ひます。
三、丸の價格のみを定めたものに付之を切身又は刺身に處理した場合丸の價格に依り、丸及切身の價格のみを定めたものに付て之を刺身に處理した場合は切身の價格に依り、洗ひの價格は刺身の價格に依ります。
四、刺身用切身の價格は刺身の價格の五分下とします。
五、刺身又は洗ひに付ては商慣習に依るつま等を含みます。
六、本表に掲げた品目であつて、其の魚體の大小又は地方に依り呼稱を異にするものには在りては當該品目の價格に依ります。
七、本表に掲げた品目には製造用原料及餌料(釣餌を除く)に供

するものを含みます。
八、本表に掲げたえび類は冷凍したものを含む價格であります。
九、一人前賣、一皿賣其の他何等の名義を以てするを問はず本表重量價格に依るものとし錢に満たない端數は之を四捨五入します。



重要資源「どんぐり」

この秋各學校では児童を動員して「どんぐり」の採集を實行しました。「どんぐり」はこれまで木から落ちたまゝ林間に放棄されてゐたものでありますが、これから「ガソリンの一滴は血の一滴」と云はれる戦時下最も重要なガソリン代用のアルコールがとられて、わが機械化部隊の原動力となつるとは何といふ喜ばしいこととせうか。

ガソリンは石油(原油)から捕收せられて飛行機に戦車に、輻重用その他あらゆる方面に使用せられて、現在世界各國はその獲得に国力を賭して専念してゐるのに、日本には産出が殆どないと云つてよい位で、みな外國から輸入したのでありますが、現在の國際情勢はこの輸入も甚だ困難となつてゐるので甘藷からアルコールをとつてこれに代用し、又自動車は薪を使つて運轉してゐることは皆さん御承知の通りであります。

これほど我國にとつて大切なガソリン代用アルコールが、「どんぐり」からとれるやうになつたのは埼玉縣餘野町濃村工業協會樹實利用研究所の井田節次郎氏十八年の苦心研究になるものであつて、氏は「どんぐり」の成分を分析研究してその含有成分タンニンを除去し、主成分たる澱粉捕收してこの澱粉からアルコールを製造することの工業化に成功し、その結果農林省、文部省後援の下に「どんぐり」のアルコール製造に乘出すに至つたものであります。

各學校で採集された「どんぐり」はきれいに洗滌し、虫害を受けたものや實入りの不十分なものを水に浮かして捨て、充分乾燥して六十キロ宛の俵として各地のアルコール會社に送られますが工場に送られた「どんぐり」はまづ粉砕機にかけて碎き、唐箕で吹分けて殻を除き、温水に入れたり薬品を用ひたりしてタンニンを分離し、それから水で洗つて乾燥して甘藷からアルコールをとると同一の方法でアミロ菌によつて澱粉を糖化し、酵母菌によつてアルコールを醸造するのであります。又先に分離されたタンニンは皮を剥すのに用ひられて軍馬の鞍や背嚢、靴その他の軍需

品製造に用ひられ、或は魚網染料等として使はれて従来年々一千万圓以上の輸入を見てゐたもので、副産物として重要な資源が得られるわけでありませぬ。

尙これまで「どんぐり」が立派な澱粉を多量に含んで居るにも拘らず食用として用ひることが出来なかつたのはこのタンニンのあるためであつて、これさへ取りのけられたらその澱粉質の利用として製粉機にかけて「どんぐり」粉をつくり、饅頭や團子にもなれば味噌醬油の原料ともなるわけであり、又飼料不足の際家畜家禽の飼料ともなつて節米上時局に副用食品として大變大きな役割を果し得るのでありますから、タンニン除去の成功はまことに有益な大発見と云はねばなりません。



陸軍の綜合戰果

昭和十五年に於ける陸軍の戰果と、事變以來の綜合戰果が舊多十二月二十九日大本營陸軍報道部から發表されたが、ここに敵軍

に與へた損害と我が損害並ひに航空部隊の戰果を摘記する。

△敵軍に與へた損害

- (1) 敵の遺棄死體 五八九、八八八
- (2) 敵捕虜 五五、一二七
- (3) 鹵獲品

重・野・騎・山砲	一三四
機關・速射・高射砲	五三
迫撃砲	五四一
重機關銃	七八〇
輕機關銃	三、七〇八
小銃	一三八、四四四
洋砲	一一、二三〇
戰車自動車等	七六七
裝甲列車・機關車	三四
客車・貨車	一四七
舟艇等	

(二) 事變以來の敵軍に與へたる損害(昭和十二年七月より昭和十五年十一月下旬まで)

- (1) 敵の遺棄死體 一、八〇八、三五〇
- 敵の遺棄死體は我の目撃せるもののみであり、然らざるものを計上するときは敵に與へた損害(死傷、逃亡、歸順等)總計三百五十萬と判斷せらる

(2) 鹵獲品

重・野・騎・山砲等	一、四二七
機關・速射・高射砲等	三七五
迫撃砲	一、九六六
重機關銃	四、四二五
輕機關銃	一三、五二六
小銃	四〇五、一六五
洋砲	一四、〇一五
戰車・自動車等	一、四五九
裝甲列車・機關車・客車・貨車等	二、三六四
舟艇等	三三二

鹵獲品は判明せる主要なるもののみを示し、此の外彈藥器材、被服等枚擧に遑あらず。

△我が損害

聖戰に殉げる我が尊き犠牲は左の通りである。(昭和十五年十一月十四日調)

昭和十五年に於ける戰死 一三、一三一名

昭和十二年より本年末までの戰死(張鼓峰、ノモンハン事件を含む)一〇一、八九九名

◇航空部隊の戰果

△支那事變 敵の損害 我的損害

昭和十四年十二月二十五日まで	三三〇	一六〇	四九〇	五	五一
昭和十五年十二月五日まで	八二	一六	九八	九	九
合計	四二二	一七六	五八八	六〇	六〇

△ノモンハン事件

敵の損害

私の損害

擧げ

爆破

計

自爆

計

一、三三二

五七

一、三八九

一三七

一三七

一月十五日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
寫眞週報第一五一號掲載内容

- 一 天翔ける陸鷲の初翼
- 一 日獨伊三國のお嬢さんが迎へたお正月
- 一 梵鐘一家の還俗式……寺院、教會等の不更鐵製品の獻納
- 一 家内手工業者や婦人の濶釋たる轉業風景
- 一 ドイツの歡喜力行團(K・D・F)の紹介
- 一 讀物ページ
- ルースヴェルト教書とは？ ○新らしく出来る國民學校教科書 ○瀧流にあかくギリシヤ ○廢品はかうして活かしませう ○前線より銃後へ ○軍事郵便早わかり

特輯 國民學校制の解説

文官制度の改正

昭和十六年一月十七日印刷
昭和十六年一月十七日發行

發足した出版新體制
戰時訓練

× × ×

汗で報國

貯蓄で護れ

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所